

指定校変更

小中学校に入学する際は、住民登録のある住所により指定された指定校への入学が原則ですが、以下に該当する場合には、指定校変更の申請をすることができます。

希望する方は、教育委員会学校教育課で直接申請してください。受付後審査し、結果を通知します。

	事 由	提出書類
1	<u>学期の途中で市内転居した場合</u> 当該学年の終了日まで現在の学校に通学することを認めます。 ただし、小学5年生においては、卒業日まで現在の学校に通学することを認めます。	転出入通知書
2	<u>市内での転居が確定している場合</u> 市内での転居が具体的に確定している場合、学期初めから転居先の通学区域内の学校に通学することを認めます。	不動産売買契約書 賃貸借契約書 建築確認許可書 など
3	<u>住宅の新築や建て替えによる仮住まいの場合</u> 住宅の新築等により、学区外に一定期間仮住まいする場合は現在の学校に通学することを認めます。	不動産売買契約書 賃貸借契約書 建築確認許可書 など
4	<u>保護者の就労等の理由がある場合</u> 保護者の勤務地や祖父母宅等のある学区からの通学がやむを得ない場合は、その指定校に通学することを認めます。	保護者の勤務証明 など
5	<u>生活拠点が住民登録のある住所と異なる場合</u> 家庭事情等により、住民登録のある住所と居住地が異なる場合、居住地の指定校に通学することを認めます。	居住地が確認できる 書類
6	<u>身体的理由がある場合</u> 身体的理由により、通学距離等に配慮が必要で、指定校以外の学校へ通学することが適切である場合に認めます。	身体的理由を証明する 書類
7	<u>いじめ・不登校が原因で学校生活の継続が困難な場合</u> 友人関係や不登校等により、指定校に通学することが困難で、教育的配慮が必要である場合、指定校以外の学校へ通学することを認めます。	学校長の意見書
8	<u>教育委員会が特に必要と認める場合</u> 教育委員会の定めた一部調整区域に住民登録のある場合や、学区境100メートル以内の範囲に住民登録のある場合は、指定校以外の定められた学校を選択することを認めます。	状況に応じた書類

※ なお、通学路は学校長の指示に従い、通学途中の事故は保護者が責任を負うものとします。